

山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業利用料基準

令和6年(2024年)4月1日

福祉部高齢福祉課

1 利用料の基準

山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業実施要綱第7条第2項の規定により、山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業利用料の基準を下表のとおり定める。

区分	利用料の額 (1日につき)	備考
要支援1	540円	
要支援2	650円	
要介護1	690円	
要介護2	760円	
要介護3	830円	
要介護4	900円	
要介護5	970円	
生活保護世帯	0円	

2 施行期日

令和6年4月1日